

H24.7.16. 中国新聞

## いじめの加害者責任

# 刑罰や損害賠償の可能性

キッズ  
ロースクール



大津市で中学2年の男子が自殺し、いじめが原因ではな  
いかとニュースになっている  
けど、いじめの法的な責任は  
どうなっているんだろう。

暴力をふるうと暴行罪、被  
害者がけがをすれば傷害罪、  
死なせてしまったら傷害致死  
罪にあたります。いじめっ子

が被害者にけがを負わせてい  
るとき、あおったり加勢した

### 刑法

暴行、傷害、傷害致死、  
現場助勢、脅迫、恐喝、  
強要、侮辱、名誉毀損  
などの罪

程度や事情によっては

少年院 懲役刑

### 民法

いじめた子や親、学校、  
先生に 損害賠償請求



りすると、現場助勢という罪  
もあります。

被害者をこわがらせておど  
かすのは脅迫罪、おどかして  
お金を取ると恐喝罪、被害者  
にいやがることを無理やりや  
らせるのは強要罪、たくさん  
の人の前で被害者はずかし  
めると侮辱罪、さらに被害者  
の評判を落とすメールをたく  
さんの人に送付するような行  
為は名誉毀損罪きそんです。

これらは刑法に定められた  
犯罪ですから、程度や事情に  
よっては、少年院に送られた  
り、大人と同じ裁判にかけら  
れて懲役刑になったりしま  
す。

被害者はさらに民法にもと  
づいて、受けた損害の賠償金  
をいじめた子や親に請求する  
ことができます。また先生が  
いじめを知りながら十分な対  
策を取らなかった場合などに  
は、学校や先生本人にも賠償  
を請求できます。

(監修 細野敦弁護士)